第３６回たつの市農業委員会総会（１１月定例会）議事録

令和 5 年 11 月 28 日（火）午前 10 時から第 36 回たつの市農業委員会総会（11 月定例会）を新館 3 階 301・302 会議室において招集した。

出席委員１７名　欠席委員　０名

1	上田　常雄	2	八木　正邦	~~3~~	－	4	右田　太郎
5	岩田きん子	6	三村　誠	7	丸山　忠昭	8	桝本　浩伸
9	小河　純一	10	水田　達實	11	山本　哲也	12	真殿　利晴
13	宮本　峰男	14	保田　義一	15	緒方　光男	16	猪澤　敏一
17	長谷川澄男	18	髙見　昭義	~~19~~	－		

事務局の出席者　3 名

局 長	大野　泰弘	主　幹	井口　大介	副主幹	近藤　由香

１　開　　会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

２　開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第 36 回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は 17 名でありますので､農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・農地法第 4 条の規定による使用目的変更の届出について

・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について

・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3　会議宣告
○議長（猪澤敏一委員）
これより会議に入ります。
日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。
たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、2 番八木正邦委員、4 番右田太郎委員にお願いします。
（「はい」）との声）

次に、日程第 2「議案第 235 号　非農地証明願の承認について」を議題といたします。
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）
「議案第 235 号　非農地証明願の承認について」
農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 4 件出ておりますので、ご説明いたします。
1 件目の願い出地は、神岡町[redacted]の登記地目・田で現況は宅地、面積は 13 ㎡です。願い出人は、[redacted]、平成元年頃に汲水用のポンプ小屋を建築し、現在も宅地として利用しているため、この度、地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。
20 年以上農地でないことは、土地の全部事項証明書で汲水の地役権が昭和６３年に設定されていることを確認しました。また、地元自治会長からの証明により、平成元年頃から宅地として利用し現在に至っていることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。
2 件目の願い出地は、龍野町[redacted]の登記地目・畑、現況は原野、面積は合計 449 ㎡です。願い出人は、[redacted]、平成 10 年以前から耕作しておらず、現在、原野と化しています。この度、土地の地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成11年撮影の航空写真において、すでに農地ではないことを確認しました。また、地元自治会長からの証明により、平成 10 年頃には農地でなくなっており、現在、雑木が生い茂っていることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在、原野化しており、農地に復元することは不可能と判断しました。

3件目の願い出地は、新宮町[redacted]外5筆の登記地目・畑及び田、現況は宅地、道路及び雑種地、面積は合計 3,686 ㎡です。願い出人は、[redacted]、20 年以上前から造園業を営むため、倉庫敷地及び露天資材置場などとして現在まで利用しているため、この度、土地の地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成11年撮影の航空写真において、すでに倉庫敷地及び露天資材置場などであることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も倉庫敷地及び露天資材置場などとして利用していることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4件目の願い出地は、揖保川町[redacted]の登記地目・田で現況は雑種地、面積は 963 ㎡です。願い出人は、[redacted]、平成 11 年以前から農地として利用されておらず現在に至るものでございます。この度、隣接地と併せ資材置場として使用するため、土地の地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成11年撮影の航空写真において、すでに非農地であることを確認しました。また、地元自治会長などからの証明により、20年以上前から耕作はなく、現在、雑種地であることを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 235 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 3「議案第 236 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 236 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 12 件出ていますので、ご説明いたします。

なお、11 件目、議案番号 9448 につきましては、地区委員会において協議したところ、耕作計画について確認する必要があるため、今一度、追加資料を請求し、次回判定すべきであるとの結果になりました。

1 件目の申請地の申請につきましては、前回、申請内容に不明な点があり継続審議となっていたものでございます。

申請地は、誉田町[redacted]外 4 筆の田及び畑で面積は合計 3,048 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡人は、市外在住であり農地の管理が難しいため、引き受け手を探していたところ、農業を始めたいと考えていた譲受人が見つかり譲渡す話に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、農機具の確保及び耕作指導者の協力などをとりつけられ、今後、耕作できる状況であることを確認し、不明な点が解消されましたので、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、揖西町[redacted]の田で面積は 204 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]

[redacted]、譲渡し人は体調不良のため、譲受人へ農地の管理を任せていたが、この度、譲受人へ売却したいとの申し出があり、合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、現在農地の管理を任されており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、揖西町[redacted]外 1 筆の田で面積は合計 6,180 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は、相続により住宅及び農地を取得したが、市外在住であり管理が難しいため手放したいと考え、空家バンクに登録していたところ、譲受人へ農地のみを譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作しており、必要な農機具も所有し、保管場所も確保しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

次の 4 件目から 6 件目までは、同一案件となります。

4 件目の申請地は、揖保町[redacted]の田で面積は 255 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]

5 件目の申請地は、揖保町[redacted]の田で面積は 802 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]

6 件目の申請地は、揖保町[redacted]の田で面積は 1,110 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]

いずれの譲渡し人も、今後、耕作する意向はなく、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受

人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

次の 7 件目から 10 件目までは、同一案件となります。

7 件目の申請地は、揖西町[redacted]の畑で面積は 251 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]

8 件目の申請地は、揖西町[redacted]の畑で面積は 149 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]

9 件目の申請地は、揖西町[redacted]の畑で面積は 149 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]

10 件目の申請地は、揖西町[redacted]の畑で面積は 180 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]

いずれの譲渡し人も、今後、耕作する意向はなく、地域で耕作している譲受人へ農地の取得を申し出たところ、合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

12 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で、面積は 487 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は、高齢であり農地の管理が難しくなってきたため、地域で耕作している譲受人へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人は地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後も農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められ

ます。
　よって、9448 番は継続審議、それ以外はいずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
　（「なし」の声あり）
　ご発言がないので議案第 236 号の 9448 番は継続審議、そのほかの案件は、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。
　（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認め議案第 236 号の 9448 番は継続審議、そのほかの案件は、原案のとおり承認されました。

○議長（猪澤敏一委員）
　次の日程第 4「議案第 237 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」ですが、3 条贈与の案件が 1 件出ていましたが、申請内容の確認のため、取下げとなっております。

　次に、日程第 5「議案第 238 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・交換の承認について」を議題といたします。
　それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）
「議案第 238 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・交換の承認について」
　3 条交換の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。
　申請地は、新宮町[redacted]の畑で、面積は 680 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は、[redacted]、譲渡人からの申し出により、農地と山林を交換することで合意に至ったものでございます。
　譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 238 号」は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第 6「議案第 239 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 239 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 4 件出ていますので、ご説明いたします。

なお、4 件目、議案番号 9454 につきましては、添付資料について確認する必要があるため、次回判定すべきであるとの結果になりました。

1 件目の申請地は、誉田町[redacted]の田で、面積は 1,174 ㎡、

農地区分は、公共施設等から至近距離（おおむね 300m 以内）である 3 種農地（3－（2））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]、転用目的は、譲受人は、製造業を営んでいるが、この度、利便性の高い土地を取得し、自社

の露天駐車場及び露天資材置場を新たに整備するものです。
土地の造成期間は許可後 50 日間となっております。
必要な資金は自己資金で賄いますので、残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
周辺営農への影響については、隣接農地所有者の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。
2 件目の申請地は、龍野町[redacted]の田で、面積は 1,052 ㎡、農地区分は、住宅、事業の用に供する施設等が連たんする第 3 種農地（3－(2)）に該当すると判断します。
申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。
土地の造成期間は許可後 30 日間、施設の建設期間は造成後 90 日間となっております。
必要な資金は自己資金で賄いますので、残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
周辺営農への影響については、隣接農地はなく、地元自治会長の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。
3 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で、面積は 1,729 ㎡、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連たんする第 3 種農地（3－(2)）に該当すると判断します。
申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。
土地の造成期間は許可後 20 日間、施設の建設期間は造成後 60 日間となっております。
必要な資金は自己資金で賄いますので、残高証明書で必要な資金

が準備できていることを確認しました。
　転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
　周辺営農への影響については、隣接農地はなく、地元自治会長の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。
　よって、9454 番は継続審議、それ以外はいずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
　　（「なし」の声あり）
　ご発言がないので「議案第 239 号」の 9454 番は継続審議、そのほかの案件は、原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
　　（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認め、「議案第 239 号」の 9454 番は継続審議、そのほかの案件は、原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

　次に、日程第 7「議案第 240 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」を議題といたします。
　事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）
　「議案第 240 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」
　5 条所有権移転・贈与の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。
　申請地は、新宮町[redacted]の田で、面積は 260 ㎡なっております。農地区分は公共施設等から至近距離（おおむね 300m 以内）である 3 種農地（3－（2））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]、転用目的は、祖父の所有地を譲受け、住宅を建築するものでございます。

土地の造成期間は、許可後 15 日間、住宅の建設期間は、造成後 120 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、金融機関の書面にて、必要な資金が準備できていることを確認しました。

建築許可申請中でありまして、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、地元自治会長の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 240 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 8「議案第 241 号　農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 241 号　農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法による利用権設定で、今回設定する筆数は 78 筆、設定面積は 115,269.00 ㎡です。

各筆の明細は別紙に添付していますとおりで、すべての案件で農

地の効率利用、農作業への常時従事等、同法 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

なお、今回の利用権は市が集積計画の公告を行う 12 月 1 日から効力が発生します。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 241 号」は原案のとおり決定することに決しました。

４　閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告　午前１０時３１分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 11 月 28 日

たつの市農業委員会議長
（　会　長　）

議事録署名委員
（2 番八木正邦委員）

議事録署名委員
（4 番右田太郎委員）